

本訴訟の意義と進行に関する意見

2017年2月21日

原告訴訟代理人 弁護士 佐藤博文

1. 国連PKO派遣と戦争のリアリティ

(1) 本件訴訟は、現職自衛官の母親が、自衛隊の南スーダンPKO派遣の実態と違憲性を正面から問う、全国で初めての裁判である。

南スーダンは UNMISS もコントロールできない内戦状態にある上に、安保関連法に基づく駆け付け警護や宿営地の共同防護等の新たな任務の付与により、自衛隊員が殺し、殺されることが現実的になっている。

いま日本は、1954年の自衛隊創設以来、初めて海外で武力行使し、犠牲者を出す事態に直面している。

本件訴訟は、南スーダンPKO派遣という“現在進行中の戦争”を、兵士の家族の権利の立場から、止めることにある。この点で、安保法制の発動差止と違憲確認を求めている「安保法制違憲訴訟」とは、目的も性格も異なる。

(2) そのためにはまず、国連PKOとは何か、UNMISSは何を任務としているのかから議論を始める。

国連PKOは、もともと100%軍事的な性格を持つPKFにほかならず、特に1990年代からは、国連憲章第7章の軍事的措置として行なわれ、国際交戦法規、国際人道法が適用されるに至っている。

かような軍事活動化した国連PKOで、司令部の指揮の下、他国軍隊と一緒に活動する自衛隊が、国際法上の「交戦」に該当しないと、憲法

9条の禁止する「武力の行使」に該当しないとか、自衛隊員個人の自己保存的な「武器の使用」に止まるなどといった論理は通用しない。

しかし、国民の多くは、未だに国連P K Oは、対立当事者と等距離を保ち中立的に活動するとイメージし、活動内容も選挙監視や人道支援・復興支援などの非軍事の活動が本質である、そして「国連」のやることには協力せざるをえない、と思わされている。

私たちは、本訴訟において、この「善意の誤解」あるいは「呪縛」を解き、現代の国連P K Oの実態を明らかにし、日本国憲法9条との関係を解明し、そのことを通じて真の国際貢献とは何かを問うものである。

2. 自衛隊が戦争をするリアリティ

(1) 私たちは、南スーダンP K Oで自衛隊が「戦闘行為を行なう」「戦死者を出す」というリアリティを主張立証していく。

イラク戦争との比較で論じたい（訴状43頁。朝日新聞の引用）。

2005年12月4日、イラク南部サマワの近郊で自衛隊が改修した養護施設の完成式典中、外国軍隊の駐留に反対する約100人のデモ隊が施設を取り囲み、「ノー・ジャパン」等と叫びながら自衛隊車両に投石を始め、群衆の中には小銃を持つ者もいた。当時現場にいた隊員は「ここで一発撃てば自衛隊は全滅する」と思ったという。

イラク戦争当時は、武器使用は正当防衛・緊急避難の場合に限定され、デモ隊を排除するための威嚇射撃なども認められていない。結局それが幸いし、一発も撃たず撃たれることなく、日本の立場を理解している地元イラク人に逃げ道を作ってもらい窮地を脱した。

ところが、安保法制の改正P K O協力法ではどうか。任務遂行のための武器使用を認め、それを、政府は「今までよりも安全に任務を遂行することが可能とな」ったと説明し（「平和安全法制（家族説明）資料」）、積極的に行使することを宣言している。しかし、相手がどれほどの武器

を持ち、どれほど組織化されているかも分からない中で、1発でも撃てば、戦闘状態を誘発し、重大な事態に発展しかねない。

(2) 原告は、兵士の母親として、自衛隊員がほぼ丸腰で派遣されていることに驚き、憤る。

現代の戦争では、武装勢力は、IED（即製爆破装置）を多用する。これは、砲弾や爆弾を道路脇などに仕掛け、携帯電話などで起爆させるもので、25メートル四方に5千から1万個の破片が降る。当たった兵士は手足の一部が吹っ飛び、死傷に直結する。

米軍では、平時でも止血帯2本を含む12品目を支給し、戦闘時は20品目を携行する。ところが、陸自は国内では止血帯1本、包帯1本など3品目で、元自衛隊医師によれば、「たった1か所の貫通銃創にも対応できない」という。南スーダン派遣部隊には、はさみや手袋等を加えた8品目が支給されているに止まり、派遣前の訓練もない。

訴状の別紙3「救急措置・応急措置比較表」を添付した。米軍では、教育項目が56あり、全職種、全将兵に必要事項として実施されているが、日本の陸自は、2項目しか教育していない。

まさに丸腰である。その理由は、日本は「専守防衛」であるから、海外での地上戦闘は想定外であり、負傷者はその内容に応じて国内の病院に運べば良いからである。

かかる医療体制、救急措置の欠如は、自衛隊員や家族にとっては耐えがたいことである。現代の戦争に対応した救護体制もないのに派遣することは、人権保障、平等の見地から絶対に許されるべきでない。

(3) 医療の話は1例である。私たちは、本訴訟において、国民に隠されている、このような自衛隊員や家族の置かれた深刻な人権侵害の実態を具体的に明らかにする。この問題は、究極的には、私たち主権者が、内閣総理大臣・防衛大臣を通じて兵士に課す「賭命義務」に行き着く。憲法

9条が戦争を全面的に放棄し、そのための戦力保持・交戦権行使を否定したのは、それを担うマンパワーの面からは、兵士に「命を賭けて相手を殺せ」と命じ、日々そのための訓練をする組織は作らないということではなかったのか。

政府による違憲の行為から自衛隊員の命を守り、隊員や家族の人間としての尊厳を守ることは、主権者国民の責任であるとともに、主権者国民自身の平和的生存権の内容でもあることを明らかにしていく。

3. 被告国に徹底した情報開示を求める

(1) 南スーダンPKO派遣部隊（第10次隊 2016.6～11）の日報開示問題は、イラク戦争の政府・防衛省の対応を想起させる（甲A79）。

かつて、イラク派遣（2003.12～2008.12）の際、航空自衛隊の活動について、政府は、国会には後添①の報告しかせず、国民の情報開示請求には人道支援関係だけ開示して（同②及び③左）、あたかも「人道・復興支援」活動をやっているように見せ、撤退後に全面開示されてみると米軍兵士・武器の輸送が大半だった（同③右）。政府は、国民を騙して、米国のイラク戦争（国連は違法性を認定）に加担したのである。

(2) 南スーダンに派遣された自衛隊は、施設部隊として人道復興支援業務を行なうものである。従って、本来国民に隠すべき内容はない。危険な事態があっても、正直に報告して何も問題ないはずである。それを出さない、出しても黒塗りというのは、イラク戦争の時のように、違憲・違法な事実を隠しているからだといわざるを得ない。

被告国に対しては、本件訴訟の全体を通じて、裁判所の訴訟指揮、法的手続などで、南スーダンPKO活動の全てを明らかにするよう求めていくものである。

以上

空自任務運航開始以来の輸送実績

(平成16年3月3日~18年11月30日)

| 月 | 回数 | 重量 |
|--------|-----|-------|
| 16年 3月 | 14回 | 66.1t |
| 4月 | 7回 | 20.9t |
| 5月 | 10回 | 9.5t |
| 6月 | 11回 | 44.8t |
| 7月 | 5回 | 15.4t |
| 8月 | 12回 | 9.1t |
| 9月 | 7回 | 9.8t |
| 10月 | 12回 | 7.2t |
| 11月 | 15回 | 3.0t |
| 12月 | 12回 | 8.5t |
| 17年 1月 | 10回 | 4.8t |
| 2月 | 13回 | 4.4t |
| 3月 | 8回 | 6.5t |
| 4月 | 3回 | 1.0t |
| 5月 | 13回 | 6.4t |
| 6月 | 6回 | 44.5t |

| | | |
|--------|------|---------|
| 7月 | 8回 | 6.3t |
| 8月 | 16回 | 0.2t |
| 9月 | 12回 | 1.6t |
| 10月 | 19回 | 27.2t |
| 11月 | 19回 | 32.4t |
| 12月 | 16回 | 19.6t |
| 18年 1月 | 10回 | 17.8t |
| 2月 | 18回 | 2.5t |
| 3月 | 15回 | 54.1t |
| 4月 | 14回 | 19.3t |
| 5月 | 17回 | 6.3t |
| 6月 | 15回 | 22.9t |
| 7月 | 12回 | 7.3t |
| 8月 | 18回 | 0.6t |
| 9月 | 17回 | 2.0t |
| 10月 | 17回 | 1.9t |
| 11月 | 20回 | 10.4t |
| 計 | 421回 | 493.6t※ |

※ 四捨五入の都合上、各月の合計と計の総額が一致しない。

資料 ①

中注番号
支隊集団運第46号
16. 3. 9

航空幕僚長 殿
(運用課長気付)

航空支援集団司令官

週間空輸実績 (報告) (自発報告)

| | |
|-------------------------|------|
| 実施期間 | 運航便数 |
| 16. 3. 1 (月) ~ 3. 7 (日) | 8便 |

1 人員

| 月日 | 発地 | 着地 | 所・属 (要求元) | 人数 | 備 | 考 |
|------------|----|----|-----------|----|---|---|
| [Redacted] | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

2 貨物

| 月日 | 発地 | 着地 | 列# | 品名 | 数量(箱) | 重量(kg) | 備 | 考 |
|------------|------|-----|----|------------------------------------|-------|--------|---|---|
| 3. 3 | 7/7H | 7/A | | 医療機器 (顕微鏡、心電計、光線治療器、保腎器、吸引器、速心分離器) | | | | |
| [Redacted] | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | |

関連文書：支援集団運第48号 (16. 3. 8)
配布区分：防衛庁内部部局運用局長、空輸計画部長、イラク復興支援派遣輸送航空隊司令、クウェート連絡調整部長
分類番号：C-20-090
保存期間：5年

緊急 1
支隊集團運1第220号
18. 7. 4

統合幕僚長 殿
(運用第2課長氣付)

航空支隊集團司令部

通閩空輸実績 (報告) (自発報告)

| | | |
|--------------------------|---------|---|
| 18. 6. 26 (月) ~ 7. 2 (日) | 運 航 日 数 | 4 |
| 人員 | | |

| 月日 | 発 地 | 着 地 | 所 属 (要 求 元) | 人 数 | 備 考 |
|------|-------|-------|---|-----|--|
| 6.26 | 7月 7月 | 7月 7月 | 陸自 X 2 米陸軍 X 50 軍属 X 1 | 53 | 米軍:0X2, E X 48 |
| 6.27 | 7月 7月 | 7月 7月 | 陸自 X 4 米陸軍 X 61 軍属 X 1 | 64 | 陸軍:0X5, E X 56 小銃 1 |
| 6.28 | 7月 7月 | 7月 7月 | 軍属 X 2 米陸軍 X 4 米空軍 X 2 | 8 | 空軍:8X1 陸軍:2X4 空軍:E X 2 |
| 7.1 | 7月 7月 | 7月 7月 | 米陸軍 X 14 軍属 X 3 | 17 | 米軍:E X 14, 小銃 1 |
| 7.1 | 7月 7月 | 7月 7月 | 米陸軍 X 39 軍属 X 2 | 41 | 米軍:0X1, E X 38 小銃 1, 拳銃 1 |
| 7.1 | 7月 7月 | 7月 7月 | 陸自 X 3 米陸軍 X 37 軍属 X 1 | 41 | 陸自:拳銃 3 小銃 1 米軍:0X2, E X 36 |
| 7.1 | 7月 7月 | 7月 7月 | 陸自 X 3 施設片 X 2 米陸軍 X 36 軍属 X 1 | 42 | 陸自:小銃 2 (兵隊者 1名) 米軍:0X3, E X 33 小銃 2 拳銃 1 |
| 合 計 | | | | 270 | |

統 幕 18. 7. 5
第 705 号
整理番号 114
受領時刻 1551
小隊長 (印)

分類番号: C-20-090
保存期間: 5年

統 幕 18. 7. 5
第 705 号
整理番号 114
受領時刻 1551
小隊長 (印)

分類番号: C-20-090
保存期間: 5年

緊急 1
支隊集團運1第220号
18. 7. 4

統合幕僚長 殿
(運用第2課長氣付)

航空支隊集團司令部

通閩空輸実績 (報告) (自発報告)

| | | |
|--------------------------|---------|---|
| 18. 6. 26 (月) ~ 7. 2 (日) | 運 航 日 数 | 4 |
| 人員 | | |

| 月日 | 発 地 | 着 地 | 所 属 (要 求 元) | 人 数 | 備 考 |
|------|-------|-------|---|-----|--|
| 6.26 | 7月 7月 | 7月 7月 | 陸自 X 2 米陸軍 X 50 軍属 X 1 | 53 | 米軍:0X2, E X 48 |
| 6.27 | 7月 7月 | 7月 7月 | 陸自 X 4 米陸軍 X 61 軍属 X 1 | 64 | 陸軍:0X5, E X 56 小銃 1 |
| 6.28 | 7月 7月 | 7月 7月 | 軍属 X 2 米陸軍 X 4 米空軍 X 2 | 8 | 空軍:8X1 陸軍:2X4 空軍:E X 2 |
| 6.28 | 7月 7月 | 7月 7月 | 米陸軍 X 14 軍属 X 3 | 17 | 米軍:E X 14, 小銃 1 |
| 7.1 | 7月 7月 | 7月 7月 | 米陸軍 X 39 軍属 X 2 | 41 | 米軍:0X1, E X 38 小銃 1, 拳銃 1 |
| 7.1 | 7月 7月 | 7月 7月 | 陸自 X 3 米陸軍 X 37 軍属 X 1 | 41 | 陸自:拳銃 3 小銃 1 米軍:0X2, E X 36 |
| 7.1 | 7月 7月 | 7月 7月 | 陸自 X 3 施設片 X 2 米陸軍 X 36 軍属 X 1 | 42 | 陸自:小銃 2 (兵隊者 1名) 米軍:0X3, E X 33 小銃 2 拳銃 1 |
| 合 計 | | | | 270 | |

統 幕 18. 7. 5
第 705 号
整理番号 114
受領時刻 1551
小隊長 (印)

分類番号: C-20-090
保存期間: 5年

統 幕 18. 7. 5
第 705 号
整理番号 114
受領時刻 1551
小隊長 (印)

分類番号: C-20-090
保存期間: 5年

7